

令和6年

## 第6回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和6年6月25日 午後1時30分から

場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

### 1 出席委員

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 安池雅美 | 9番  | 鈴木洋有 |
| 2番 | 青木貞治 | 10番 | 吉川正  |
| 3番 | 二宮賢一 | 11番 | 添田政夫 |
| 5番 | 古正輝子 | 12番 | 加藤正和 |
| 6番 | 平原則子 | 13番 | 柳田孝  |
| 7番 | 竹内欣也 | 15番 | 欠員   |
| 8番 | 石井雅浩 | 16番 | 戸塚昭雄 |

### 2 欠席委員

なし

### 3 遅刻委員

なし

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方敬 吉川京男 柏木博 松本常男

### 5 出席事務局員

事務局長 木村公哉  
書記 久保田徳人

### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定  
について

議案第19号 「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)  
について

議案第20号 「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)  
について

議長 ただ今の出席委員は17名で、定足数に達しておりますので令和6年第6回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、10番吉川正委員と11番添田政夫委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第16号1番を朗読・説明》

書記 議案第16号1番の内容につきましては、遊休化した農地を農地所有適格法人が購入し、活用するもので、農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

今回も購入後に農地造成を行い、田から畑にして湘南ゴールドを栽培する予定になっています。

なお、6月14日に馬場地区担当の吉川正委員及び事務局で現地確認をしました。

議長 議案第16号1番につきましては現地確認をお願いした馬場地区担当の吉川委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員（吉川） 10番の吉川です。議案第16号1番の農地について、6月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は遊休化した水田ですが、農地所有適格法人が購入することにより、農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

事務局

《議案第16号1番をプロジェクターで補足説明》

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と有効活用が図られるとのことですので。

それでは、議案第16号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は町道から離れているが、接道がないのではないかと。

書記 隣接する町道に面した所有農地と地続きとなるため問題はありません。

委員 町道沿いについては境界確認した査定図があると思いますが、運動公園側などや民有地についてはそのようなものはあるのか。

書記 購入する農地の境界については直接隣接農地に接している場合は、土地境界の確認が必要です。農地の間に国有畦畔がある場合は、基本的には払い下げ手続きを行うよう国から要求されますが、農地転用により農地以外にする場合を除けば、国に測量図を提出することで農地造成を行うことはよいそうです。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第16号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第16号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

なお、議案第17号1番と2番につきましては、譲渡人と譲受人が同一の案件ですので一括で審議します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の2ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

書記 議案第17号1番と2番につきましては、農地造成に伴う一時転用許可申請でございます。

当該農地は、大磯運動公園の西側にある農業振興地域内の農用地で、湘南ゴールドの栽培を行うために農地所有適格法人の所有する水田を埋め立てて畑にする予定です。

1 番の農地は長年の間、耕作放棄地となっていて、農地の北側は畑で中央部付近には農業用水路である暗渠管があります。東側は山林及び運動公園、西側は町道、南側は耕作放棄地となっています。

土地利用計画では、約 2.6 m から約 4 m まで埋め立てを行い、法面は斜度 30 度以内で芝張とし、道路法面を埋め立てて道路と地続きにする予定です。

排水計画では、現存の暗渠管と同径の塩ビパイプを接続して農地の南端の法面まで延長する予定です。また、造成地の東端は山林からの雨水を排水するために素掘りの水路を設ける予定です。

2 番の農地も長年の間、耕作放棄地となっていて、農地の北側は田、東側は山林及び運動公園、西側は町道、南側は造成済の農地で合同会社ベリー農産が所有する農地と地元農家の畑となっています。

土地利用計画では、約 70 cm から約 1.7 m まで埋め立てを行い、法面は斜度 30 度以内で芝張とし、(道路敷地と合同会社ベリー農産の所有農地の間に未購入の農地が存在するため) 道路法面は埋め立てない予定です。

排水計画では、現存の暗渠管に繋がっている集水桝を利用して排水をする予定です。また、造成地の東端は山林からの雨水を排水するために素掘りの水路を設ける予定です。

なお、6 月 14 日に馬場地区担当の吉川委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第 17 号 1 番と 2 番につきましては現地確認をお願いした馬場地区担当の吉川委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10 番委員 (吉川) 10 番の吉川です。議案第 17 号 1 番と 2 番の農地について、6 月 14 日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、すべて耕作放棄地ですが、農地造成により畑にすることで農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

なお、1 番と 2 番の間には他の農家の農地があることから、隣接農地への土砂の流出や雨水排水の不備などの問題が生じた際には直ちに対応をしていただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の有効活用と遊休化防止が図られるとのことですが、問題が生じた際には直ちに対処して頂きたいとのことです。

それでは、議案第 17 号 1 番と 2 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 今回 2ヶ所を別々に申請していますが、別々の許可になるのですか。どんなに広い埋め立ても、細切れにされたら規制を受けないのですか。

書記 許可権者である神奈川県は、今回の造成も含めて、最初からこの地域での埋め立ては

全て一体として捉えるとの考えで対応しています。ですから、小さい面積に小分けしても法律の規制は変わりません。

ちなみに、農地造成については県の農地課が農地法で取り扱っています。造成面積が1,000㎡を超えるものは県許可が必要になります。更に3,000㎡を超えるものは、公益社団法人神奈川県農業会議の常設審議委員会に諮る必要があります。

また、土地造成については500㎡以上2,000㎡未満が「大磯町土地埋立て等規制条例」の対象として大磯町が対応し、2,000㎡以上1ha未満が「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」、1ha以上が「神奈川県土地利用調整条例」と神奈川県の条例の対象となり、神奈川県平塚土木事務所が取り扱っています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第17号1番と2番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者多数により、議案第17号1番と2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は議案書4ページの新規1件と再設定1件です。場所につきましては総会資料の3ページと4ページをご覧ください。

大磯町長より令和6年6月14日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に1番について説明します。

事務局 《議案第18号1番を朗読》

書記 議案第18号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は生沢地区の県道沿いの露地畑1筆です。借り手は、6年前から大磯町で営農をしている認定新規就農者で、隣接農地を利用権設定で借りており、今回の農地を借りることで、農地の集約化が図られると考えられます。

なお、6月14日に生沢地区担当の加藤委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第18号1番につきましては、現地確認をお願いした生沢地区担当の加藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番委員（加藤） 12番の加藤です。議案第18号1番の農地について、6月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を認定新規就農者が借りることで、農地の集約化が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の集約化が図られるとのことです。

議長 では、議案第18号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第18号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第18号1番は原案とおりに決定いたしました。  
では、次に2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案第18号2番を朗読》

書記 議案第18号2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の畑1筆です。借り手は、3年前に大磯町に新規就農した若手農家で、借り手が継続して農地を借りることで遊休化防止が図られると考えられます。

なお、6月14日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第18号2番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第18号2番の農地について、6月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を借り手が継続して借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられますが、草刈りなどの管理がされていませんでしたので、しっかりと営農をしていただきたいと思います。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止を図るため、草刈りなどの管理をしっかりとやってほしいとのことです。

議長 では、議案第18号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 この方はトラクターとかは持っていないのですか。

書記 トラクターは所有していません。

委員 耕作面積が47アールもあるのにトラクターを持っていないのは耕耘が大変だと思います。草刈機だけでは効率的な管理が困難だと思います。

書記 作物の品目が少なく、途切れなく出荷するため輪作をしていることと、雑草を生かす特殊な有機無農薬農法なので、トラクターで農地全体を一度に耕耘をかけることができないとのことです。

委員 雑草を生かすとはどういうことですか。

書記 マルチの周囲の雑草を短くカットして苗に直射日光が当たらないようにすることと刈った草を積み上げて自然のシートとして使用するとのことです。

委員 そのような農法があることは知らないが、そんなやり方でちゃんと収入が得られだけ生産量があるのですか。

書記 昨年度の報告書ではかなり収入が得られているようです。

委員 雑草により周囲の農地に迷惑をかけないことが必要なので時間がかかっても草刈りはしっかりとやっていただきたい。それができないなら私は賛成できません。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第18号2番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### 《挙 手》

議長 賛成者が過半数に達しなかったため、議案第18号2番は否決となりました。以上で議案第18号の全ての審議が終了しました。なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 それでは次に、議案第19号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について議題に供します。事務局より議案の朗読をお願いします。

書記 議案第19号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書の5ページから12ページをご覧ください。

事務局 《議案第19号を朗読・説明》

書記 この点検・評価は、国の「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の通知に基づき作成しました。「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における各々の項目に対する達成度について、点検結果及び評価について取りまとめて公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、点検結果及び評価について作成・公表及び報告を行っていくとのことです。これより、質疑にはいりません。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第19号については、(意見のありました項目を修正の上、)原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第20号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第20号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書13ページから15ページをご覧ください。

事務局 《議案第20号を朗読・説明》

書記 この計画は、議案第19号と同様に国の通知に基づき、今年度の農業委員会の活動計画について作成し、公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、活動計画を作成・公表及び報告を行っていくとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第20号について決定事項とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和6年第6回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時43分)